

議案第 1 1 9 号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について
甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例（昭和 4 8 年 4 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条行政経営部の項及び企画財務部の項を次のように改める。

総務部

- (1) 議会及び例規に関すること。
- (2) 人事、組織及び職員研修に関すること。
- (3) 事務効率に関すること。
- (4) 契約及び管財に関すること。
- (5) 技術的事項の調査及び指導並びに工事検査に関すること。
- (6) 他の主管に属しない事項に関すること。

企画部

- (1) 市政の総合企画の推進及び調整並びに政策形成に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 南北地域の振興に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) リニア中央新幹線及び総合交通体系に関すること。

第 2 条市民部の項に次の 2 号を加える。

- (8) 市税に関すること。
- (9) 諸収入金の収納に関すること。

第2条福祉保健部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、「福祉保健部」を「福祉部」に改め、同項の次に次のように加える。

保健衛生部

- (1) 健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 公衆衛生に関すること。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 甲府市総合計画審議会条例（昭和44年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。
第9条中「企画財務部」を「企画部」に改める。
- 3 甲府市行財政効率化推進委員会条例（昭和60年7月条例第30号）の一部を次のように改正する。
第8条中「行政経営部」を「企画部」に改める。
- 4 甲府市国土利用計画審議会条例（平成元年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。
第6条中「企画財務部」を「企画部」に改める。
- 5 甲府市成年後見制度利用促進審議会条例（平成30年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。
第7条中「福祉保健部」を「福祉部」に改める。
- 6 甲府市社会福祉審議会条例（平成30年12月条例第32号）の一部を次のように改正する。
第10条中「福祉保健部福祉保健総室総務課」を「福祉部」に改める。
- 7 甲府市地域包括支援センター運営協議会条例（令和2年3月条例第3号）の一部を次のように改正する。
第8条中「福祉保健部」を「保健衛生部」に改める。

提案理由

効率的な行政執行体制の確立を図るための組織整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。